

地域活動団体の新たな
まちづくりチャンネルに
地域力再生事業追加募集

市では、まちづくりや市民活動の基本となるコミュニケーションに対する意識の高揚を図り、地域の特性を生かした活力ある地域づくりを進めるため、市民の創意工夫による自主的・主体的な取り組みに対し、経費の一部を助成します。

▽対象 自治会、各種実行委員会、市民で構成されたまちづくり団体（サークル団体等含む）など

▽対象事業 ソフト事業（イベント開催、交流活動など）で次のいずれかに該当し、新たな取り組みと認められる事業

- ① 地域力の活性化を図る事業
- ② 地域の特性や資源を生かし、地域の魅力を高める事業
- ③ 地域課題の解決を図る事業
- ④ 参画と協働の促進を図る事業

▽事業実施期間 4月1日から平成21年3月31日までの間に実施し、完了する事業

▽助成金額 1事業30万円（限度額）

※最長2年間助成。1年目の補助率は助成対象

経費の3分の2以内、2年目は3分の1以内



▽採用団体数 若干

▽申込期間 11月4日（火）～19日（水）

▽選考方法 提出された事業企画書の書類審査およびヒアリング（11月下旬予定）をもとに、地域力再生事業選考委員会が選考します。

▽申込み・問合せ 政策調整課企画係 ☎21-90222 または各総合支所総務課

制度



市・県の
利子補給制度・融資制度

【市の制度】

◆豊岡市中小企業融資利子補給制度

市では、原油高騰などにより経営の安定に支障が生じている中小企業者を支援するため、豊岡市中小企業融資利子補給制度を創設しました。

▽対象 10月1日から平成21

年3月31日までに豊岡市中小企業融資の申込みをし、直近3カ月間の売上高が前年同期に比べて5%以上減少している中小企業者

▽利子補給期間

・短期融資 1年間
・長期融資 3年間

▽利子補給率 年1・0%

◆豊岡市中小企業融資

▽対象 次のいずれかに該当し、市税を滞納していない中小企業者



- ① 市内に1年以上主たる事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営んでいる方
- ② 市内に1年以上居住し、市内に主たる事業所を有する方
- ③ 市内に1年以上居住し、市内に主たる事業所を開設しようとする方

▽融資内容

○融資利率 短期：年1・7%、長期：年2・2%

○融資限度額 1千万円

○融資期間 短期1年以内、長期1年超5年以内

○資金使途 運転資金、設備資金

※現行5千万円から1億円に

【県の制度】

◆経営円滑化貸付（売上減少・原油価格上昇）

▽対象 次のいずれかに該当する方

- ① 最近3カ月間の売上額が前年同期に比べて5%以上減少している方
- ② 原油価格の上昇により、次の3点をすべて満たす方

- ・製品等の製造に係る最近1カ月の売上原価のうち、原油等の仕入価格が20%以上を占めること
- ・原油価格の上昇により、製品等に係る原油等の仕入価格が20%以上上昇していること
- ・最近3カ月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入れ価格の割合を上回っていること

③ 中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に該当する者として市町長の認定を受けた方

▽融資内容

○融資利率 年1・35%

○融資限度額 1億円

※現行5千万円から1億円に

○融資期間 7年（うち据置1年）以内

○資金使途 運転資金

※平成20年度当初目標額380億円を680億円に引き上げ（300億円増額）

▽金融変化対策貸付

▽対象 金融機関からの直近の借入金残高が前年同期と比較して減少している方等

▽融資内容

○融資利率 年2・2%

○融資限度額 5千万円

○融資期間 7年（うち据置1年）以内

○資金使途 設備資金、運転資金

※他にも融資制度がありますので、問い合わせください。

共通事項

▽申込み・問合せ 商工課商工振興係 ☎23-4480

FAX 22-3872

資金

ひよこ（ひ）多子世帯保育料 軽減制度

県では、子育て家庭の支援策として、保育所に通う多子世帯のお子さんの保育料の一

部を補助する事業を実施します。これに伴い、市では、県の事業実施期間、保育料の軽減を行います。

▽対象 次のすべての事項に該当する児童

- ①同一世帯で18歳未満(平成2年4月2日以降生まれ)の児童が3人以上いる世帯で、3番目以降に出生した児童
- ②認可保育所に通所している児童
- ③前年分の所得税額が40,000円未満の世帯の児童
- ④保育料の基本額が月額6,000円を超える児童



▽軽減額 (月額保育料から6,000円を差し引いた額に對して軽減)

- ・3歳未満児：月額4,500円を上限
- ・3歳以上児：月額3,000円を上限

※年齢は、保育所に入所した月の1日現在

▽適用時期 今年の4月分保育料から適用

※現在認可保育所に通所している児童には、保育所から申請書類を配布

▽問合せ こども育成課保育園係 ☎29-10053

相談



弁護士による無料法律相談

近畿弁護士会連合会法律相談センター委員会による弁護士無料法律相談を実施します。

多重債務問題をはじめ、日ごろ、疑問に思っていること、悩み事など、気軽に相談にお越しください。



▽日時 11月26日(水)午後1時～4時(相談時間は、1人当り30分)

▽場所 市役所南庁舎別館会議室B(控室は会議室A)

▽定員 6人(先着順)

※予約が必要です。予約受付は、11月5日(水)から行います。

▽申込み・問合せ 生活環境課生活環境係 ☎23-15304

高齢者・障害者の権利擁護

なんでも110番

兵庫県弁護士会では、相談場所まで出向くことが難しい

司法書士による登記・相続・多重債務・消費者問題・成年後見等無料法律相談会

気軽に相談ください。

▽日時 11月15日(土)午後1時～4時

※予約制

▽場所 市民会館3階 ギャラリー2

▽予約・問合せ 兵庫県司法書士会但馬支部 ☎079-1676-3368



高齢者や障害者の権利擁護に関する法律相談を、電話およびファックスで行います。

▽実施日時 11月18日(火)、12月16日(火)午後1時～4時

▽相談料 無料

▽相談先 ☎078-1362-10074

FAX 078-1362-0084

※ファックスでの相談は、連絡先を記入ください。

▽問合せ 兵庫県弁護士会(高齢者・障害者総合支援センター) ☎078-1341-0550



その他



市立養護老人ホームの移譲先法人が決まりました

市立養護老人ホーム「コスモス荘」および「ことぶき苑」の平成21年4月1日からの民営化に伴い、選定審査委員会の選定報告に基づき慎重に検討した結果、次のとおり移譲先法人が決定しました。



移譲施設	移譲先法人名	法人住所
コスモス荘(塩津町)	社会福祉法人北但社会福祉事業会 理事長 中貝宗治	塩津町2-37
ことぶき苑(日高町祢布)	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 理事長 砂川静壽	神戸市西区曙町1070

▽問合せ 高年福祉課高年支援係 ☎29-10055

低い温度で起こる火災

煙突が接触している所やガスコンロの周りの壁など、直接、火に触れない場所から火災が起こることがあります。手で触れるような低い温度に長期間さらされることによつて木部が炭化し、ある日突然、火種が起こつて燃え出す「低温着火火災」で、「熱」がある所ならどこでも起こります。

▽低温着火火災の予防法

・熱を出す機器と壁を十分に離す(機器と壁との距離や施工方法は、火災予防条例で定められています)。



()は、不燃材で有効な仕上げをした場合

・熱を出す機器と壁を離せない場合は、壁を不燃材(石膏ボード等)で仕上げる。 ※熱を伝えるステンレス板を貼ることは適切ではありません。

▽問合せ 豊岡消防署予防係 ☎24-11119